

岩手県主要農作物等原種・原原種の生産等に関する要領

農園第 555 号

制定 令和 3 年 3 月 30 日

第 1 目的

この要領は、岩手県主要農作物等の種子等に関する条例（令和 3 年岩手県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する原種・原原種生産計画の策定及び第 6 条に規定する原種及び原原種の生産に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

- 1 この要領において、「主要農作物」とは、条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する、稲、大麦、小麦、大豆の奨励品種をいう。
- 2 この要領において、「主要農作物等」とは、条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する、稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花きの奨励品種をいう。
- 3 この要領において、「原種」とは、主要農作物等の種子等の生産を行うために必要な種子等をいう。
- 4 この要領において、「原原種」とは、当該原種の生産を行うために必要な種子等をいう。

第 3 原種・原原種生産計画の策定

- 1 農産園芸課総括課長は、条例第 5 条の規定により、主要農作物等の原種及び原原種の生産に関する計画（様式第 1 号の 1、様式第 1 号の 2 及び様式第 1 号の 3。以下「原種・原原種生産計画」という。）を策定するものとする。
- 2 農産園芸課総括課長は、原種・原原種生産計画を策定するに当たっては、指定種子生産ほ場を経営する者の種子の需要等を踏まえるものとする。
- 3 農産園芸課総括課長は、原種・原原種生産計画を毎年度、次の期日までに策定するものとする。

	区 分	期 日
春夏作	稲、大麦（春まきのものに限る。）、小麦（春まきのものに限る。）、大豆、そば、雑穀及び野菜	3 月末日
	果樹及び花き	12 月末日
秋冬作	大麦（春まきのものを除く。）及び小麦（春まきのものを除く。）	9 月末日

- 2 農産園芸課総括課長は、前項の規定により原種・原原種生産計画を策定した場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じた時は、原種・原原種生産計画を変更することがある。

第4 原種及び原原種の生産及び検査

- 1 岩手県農業研究センター所長は、原種・原原種生産計画及び別記1の規定により主要農作物等の原種及び原原種を生産するものとする。
- 2 農業普及技術課総括課長は、岩手県農業研究センター所長の依頼により、別記2の規定により、主要農作物の原種及び原原種の検査を行うものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記1（第4の1関係）

原種及び原原種の生産

1 原種

- (1) 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行うものとする。
- (2) 異種類、異品種等の個体が発見し易いよう可能な限り疎植又は薄播きとする。

2 原原種

- (1) 1の(1)と同じ。
- (2) 1本植え又は1粒播きによる系統栽培とする。
- (3) ほ場又は生産物の検査結果、品種本来の特性と異なる個体又は種子が混入している系統の全部を除外した上で、翌年の原原種を生産に用いる原原種を系統別に保存するとともに、残余の個体を原種を生産に用いるものとする。
ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択するものとする。

3 留意事項

- (1) 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適した地域内にはほ場があること。
- (2) 周辺のは場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から原種及び原原種を生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。
- (3) 原種及び原原種を生産に直接責任を有する者が、原種及び原原種を生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、生産しようとする品種の来歴、特性、固定度等に関する知識を有し、かつ、優良な原種及び原原種を生産に熱意を有していること。
- (4) 原種及び原原種を生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
- (5) 原種及び原原種を生産にあたり、栽培方法等について農業普及技術課農業革新支援担当が必要な助言及び指導を行うこと。
- (6) 農業研究センター所長は、原種及び原原種を生産マニュアルを策定するものとする。
- (7) 原種の売渡価格については、必要経費等算定し、農業研究センター所長が定めるものとする。
- (8) その他原種及び原原種を生産に係ることは、農業研究センター所長が定めるものとする。

別記2（第4の2関係）

原種及び原原種の検査

1 検査の依頼

農業研究センター所長は、原種及び原原種のは場検査、生産物検査について、次の期日までに、農業普及技術課総括課長へ依頼する。

区 分		期 日
春夏作	稲、大麦（春まきのものに限る。）、小麦（春まきのものに限る。）及び大豆	6月末日
秋冬作	大麦（春まきものを除く。）及び小麦（春まきものを除く。）	10月末日

2 原種及び原原種の検査

農業普及技術課総括課長は、依頼のあったは場検査、生産物検査を次に定めるとおりに行う。

3 ほ場検査の方法

(1) 検査の時期及び回数

ほ場検査は、次の各時期に行うことを基本とする。また、当該時期における確認では適正な検査を実施することが困難な場合には、適切な別の時期に加えて検査を行う。

また、確認作業はほ場全体の状況が十分確認できる方法で行い、早朝及び日没を避け、好天日に実施する。

検査時期 種類	第1期	第2期
稲、大麦及び小麦	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

(2) 検査基準（最高限度）

検査項目 種子 の種類	異種株、異品種株及び品種特性が変化した変異株(備考1)	雑草	種子伝染性の病虫害(備考2)	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況
原原種 原種	含まないこと	少発生であること	含まないこと	20%	特に異常な生育を示していないこと

備考1 異種は、異なる種類の農作物とする。異品種は、同質遺伝子品種を除くものとする。品種特性が変化した変異株は、検査対象品種のうち、当該変異が当該農作物の生産上特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

2 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるもの。

稲：ばか苗病及び線虫心枯病

大麦、小麦：黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病

大豆：ウイルス病、黒とう病及び紫斑病

(3) 検査の単位

検査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

(4) 異種株、異品種株及び品種特性が変化した変異株

全株を検査する。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出検査に代えることができる。

(5) その他の項目の確認

ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を検査し、混入、発生及び生育の程度を判定する。ただし、混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な検査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとった上で、種子として使用に差し支えないと認められる場合は検査基準に適合するものと判断する。

4 生産物検査の方法

(1) 検査の時期

生産物検査は、原種として出荷に向けて密封する直前に行う。ただし、検査を行う上で必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に検査を行う。

(2) 検査基準

検査項目 種子の種類		最低限度	最高限度			
		発芽率 (備考2)	異品種種子 (備考3)	異種種子 (備考4)	雑草種子 (備考5)	病虫害種子 (備考6)
稲	原原種 原種	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5%
大麦及 び小麦	原原種 原種	80%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5%
大豆	原原種 原種	80%	含まないこと	含まないこと	0%	10%

備考1 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

2 発芽率は、検査対象品種の純種子（成熟種子、未熟種子及び被害種子（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲、大麦及び小麦の場合粒の原形の1/2以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の1/2以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。以下同じ。）に対する正常に発芽する種子の粒数割合とする。

なお、正常に発芽する種子とは、稲、大麦及び小麦の場合、十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有するものに限る。）及び2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子をいう。

3 異品種種子は、検査対象品種の純種子を除いた当該稲、大麦、小麦及び大豆の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（備考4）において同じ。）の純種子をいう。

4 異種種子は、当該稲、大麦、小麦及び大豆の種類を除いた他の農作物の純種子をいう。

5 強害雑草で防除が困難なものは、調製による除去の難易度を勘案してその混入を禁止する。

6 種子伝染性の病虫害種子は含んではならない。

(3) 検査の方法

ア 検査の単位

1 包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出検査又はばら検査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

イ 検査試料の抽出方法

荷口の作製方法、検査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(ア) 毎個検査

1包装ごとに抜取り検査を行う。

(イ) 抽出による確認

検査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により検査する。

a 移動法

(a) 連続して作製される検査を行う対象の個袋を、原則として100個以上について毎個確認し、不良個袋（検査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が5.05%以下の場合に限り抽出による検査を行う。

(b) 抽出検査に移行する場合には、まず検査の基準に適合する個袋が連続して次の数に至るまで毎個の検査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋が見い出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個検査を続ける。

不良個袋を合格個袋と取り換える場合 43 個

不良個袋を取り除く場合 44 個

(c) 合格個袋が(b)の数に至った場合には、次の個袋から10個ごとに区切り、この各抽出区切りから無作為に1個を抽出して検査し、当該個袋が合格する限りこの抽出による検査を続ける。

(d) 抽出検査で不良個袋が見いだされれば、次の区切りから毎個検査に戻るものとする。

b 静置法

(a) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、検査をする。

荷口中の個体数（個）	抽出個体数（個）	不良個体数（個）
50 以下	17	0
51～100	33	1
101～200	60	3
201～300	83	5
301～400	100	6
401～500	110	7
501～600	125	8
601～800	140	9
801～1000	150	10

(b) 検査の結果、不良個袋数が(a)の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口は合格とする。また、超えるときは、毎個検査に切り換えるものとする。

(c) 不良個袋は、取り除くものとする。

(ウ) ばら検査

a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における検査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1/1,000以上を採取する。

b a以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける検査に供する試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5か所以上から試料採取の位置が偏在しな

いように採取する。

- c a 又は b の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して検査対象試料を作成する。

ウ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率の測定に使用する試料の数量

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに 1 区 100 粒、4 反覆分、計 400 粒を用意する。

(イ) 測定条件

農作物の種類	発芽床の条件 (備考 1)	温度 (備考 2)	測定日 (備考 3)		休眠打破法 (備考 4)
			第 1 回目	最終	
稲	ろ紙の上、間 又は砂の中	25℃	5	14	予熱処理 (50℃、7 日以内)、水若しくは 1 規定硝酸に浸漬 (24 時間)
大麦	ろ紙の間又は 砂の中	20℃	4	7	予熱処理 (30~35℃、7 日以内)、又は、予冷処理 (5~10℃、7 日以内)、又は、加水量 4 ml とし 5℃で 96 時間静置、又は、過酸化水素水 1% に 8~12℃で 48 時間浸漬
小麦	ろ紙の上、間 又は砂の中	20℃	4	8	予熱処理 (30~35℃、7 日以内)、又は、予冷処理 (5~10℃、7 日以内)、又は、加水量 4 ml とし 5℃で 96 時間静置、又は、過酸化水素水 1% に 8~12℃で 48 時間浸漬
大豆	ろ紙の間、砂 で覆った紙の上、又は砂の中	25℃	5	8	—

備考 1 照光条件で行うことが望ましい。

2 ± 2℃の範囲に温度変化を留める。

3 休眠打破を行った期間は含まない。第 1 回目の測定日は、品種の特性等に応じて 3 日以内の適切な幅を設定する。砂を用いて検査を行った場合で 7~10 日以内に終わるものについては第 1 回目の算定を省略してよい。また、最終の測定日を過ぎないように測定を行うが、検査期間を延長することが適当と考えられるときは 7 日まで検査期間を延長することができる。

4 発芽率の評価に必要な休眠打破法については、上述のどの方法あるいはどの組合せも用いることができる。また、必要に応じて、別途、科学的根拠に基づいた手法を選択できる。

(ウ) 発芽率の測定結果の計算と誤差の取扱い

- a 平均発芽率は、4反復で測定した結果の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として算出。
- b その際、各反復の最高値と最低値の差が次の表の4反復の誤差の最高限度以下であればそのまま用い、差が誤差の最高限度を超える場合は、再測定を行う。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の 最高限度	平均発芽率 (%)	測定区間誤差の 最高限度
99	5	86～84	14
98	6	83～81	15
97	7	80～78	16
96	8	77	17
95	9	76～73	17
94～93	10	72～71	18
92～91	11	70～67	18
90～89	12	66～64	19
88～87	13	63～56	19

(4) 純種子率検査の生産等基準及び留意点

少なくとも稲 50 g、大麦、小麦 100 g 及び大豆 500 g の種子を使用し下表を参考に純種子、異種子、異品種種子、雑草種子、病虫害種子及びその他の内容物に分離し、稲は 1 / 100 g まで、大麦、小麦及び大豆は 1 / 10 g まで秤量し、それぞれの割合を求める。

用語	生産等基準	留意点
異種子	0%	異なる種類の農作物の種子をいう。
異品種種子	0%	検査対象品種の純種子を除いた当該作物の異なる品種の種子をいう。ただし、検査対象品種の同質遺伝子品種を除く。
雑草種子	0.2% (稲、大麦及び小麦) 0% (大豆)	農作物以外の種子をいう。
病虫害種子 (種子伝染性病虫害を除く)	0.5% (稲、大麦及び小麦) 10% (大豆)	種子伝染性病虫害によるものを除く病虫害種子をいう。
種子伝染性病虫害種子	0%	種子伝染性の病虫害は、次のもの。 稲 : ばか苗病及び心枯線虫病 大麦、小麦 : 黒穂病類、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病 大豆 : ウイルス性病害、黒とう病及び紫斑病

様式第1号の1 (第3の1関係)

原種・原原種生産計画 (稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜用)

作物名 _____

年次	品種名	原原種			原種			【参考】一般種子	
		作付面積 (ha)	生産量 (kg)		作付面積 (ha)	生産量 (kg)		作付見込面積 (ha)	生産見込量 (kg)
当 年									
年									
年									

備考 一般種子は、原種の生産量から作付見込面積・生産見込量を算出

様式第1号の2 (第3の1関係)

原種・原原種生産計画 (果樹用)

作物名 _____

年次	品種名	穂木生産量 (本)
年		
年		
年		

様式第1号の3 (第3の1関係)

原種・原原種生産計画 (花き用)

作物名 _____

年次	品種名	系統名	苗生産量 (本)
年			
年			
年			